# 後みのぶ社協だより

#### 2024 夏号 Vol.39

#### 令和6年8月31日発行

社会福祉法人 身延町社会福祉協議会 〒409-2523 南巨摩郡身延町波木井 272-1

TEL 0556-62-3773

FAX 0556-62-3777

http://www.minobushakyo.jp/



# 会 接 拶



身延町社会福祉協議会 会長 深沢 道康

身延町社会福祉協議会は、「日常の暮らしの中で人と人との支え合い、助け合う関係づくり」と「地域の課題は地域で解決できる 仕組みづくり」を目指し、地域社会に密着した福祉活動を町民の 皆様のご協力の下、推進してきました。

おかげ様で社協は、旧3町の合併により誕生した身延町と共に、 平成16年9月の設立から20年を迎えます。その間、介護保険3 事業及び各種事業を推進してまいりました。しかしながら、中富 デイサービス事業は、コロナ禍の影響や介護福祉士の退職等により、 令和5年度に休業し、再開のための対策を講じましたが、今年4 月に余儀なく廃止に至りました。また、介護報酬改定で訪問介護 の基本報酬の引き下げもあり、今後、社協の経営にどの程度の影 響が生じるか予測がつきません。このような逆境の中ではありま すが、町民の皆様に信頼され期待されますよう、役員と職員が一 丸となり、経営基盤の強化と更なる地域福祉の推進に努めてまい ります。

# 町民の皆様からの ご意見をお待ちしています。

身延町社会福祉協議会では、事業の質の 向上のため、町民の皆様からご意見を募集 しています。

中富すこやかセンター入口に「ご意見箱」が設置してあるほか、ホームページからもお問い合わせいただくことができます。お気軽にご意見をお寄せください。

#### □ 「身延町社会福祉協議会」で 検索してください!

## 【お問い合わせ先】

事務局・ボランティアセンター・居 宅介護支援事業所・訪問介護事業所・ 身延生きがい広場

身延町波木井 272 番地 1 (身延福祉センター内) ☎0556-62-3773

#### 下部生きがい広場

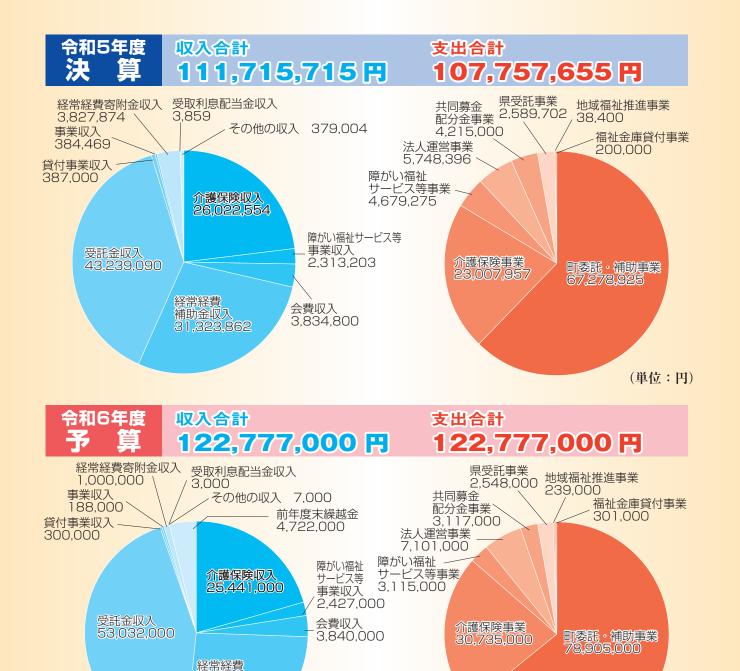
身延町常葉 1093 番地(下部保健福祉センター内)

**☎**0556-20-3023

#### 中富すこやかセンター

身延町切石 117 番地 1





# 令和6年度身延町社会福祉協議会 基本方針(要約)

地域福祉には、行政が施策として行う「公助」、お互いに助け合う「共助」、自分でできることは自分で行う「自助」があります。それぞれの立場で力を発揮し、最適な組み合わせをつくり上げて地域福祉を推進していくことが求められています。

補助金収入

社協は、「共助」を推進していくための中

核的な団体として、地域住民と行政、地域住 民相互、福祉関係団体や関係機関との連絡調 整や組織化を推進していきます。

(単位:円)

そして、町の基本理念である「助け合い、 心のふれあうひらかれた町をつくる」を基本 方針として地域のみんなで支えあう福祉のま ちづくりをともに進めてまいります。

# 令和6年度事業計画(抜粋)

#### 事業推進体制及び 経営基盤の強化

住民のニーズに対応できる よう、事務局体制の充実強化 を図るために、役職員による 研修会や他団体の研修会に参 加します。

また、事業及び経費の見直 し、財源の確保等により、経 営基盤の強化に努めます。



#### 広聴広報活動の 充実・啓発活動の推進

「社協だより」「ボランティ ア情報誌(おてんでぇ身延)」 などにより地域福祉情報の提 供に努めます。

さらに、ホームページ等を 活用し、広く情報を発信しま

身延町社会福祉協議会 HP http://www.minobushakyo.jp/



#### ボランティア活動の推進と 社会参加の促進

地域での活動の場づくりを 進め、ボランティア登録制度 を充実させ、町内におけるボ ランティア活動が活発になる よう、組織の強化を図ります。

災害ボランティアセンター については、 設置運営訓練 を開催し、住 民の意識高揚 を図ります。



#### 権利擁護事業及び 援護事業の充実

認知症高齢者や知的・精神 障がい者の方々が自立した日 常生活を安心して送れるよう 日常生活自立支援事業により 援助します。

また、生活困窮世帯の自立 支援を目的に県社協と連携し

て、各種貸 付制度の充 実に努めま す。



#### 相談事業の充実

専門的見地による相談事業 の環境を充実し、「弁護士に よる無料法律相談 | を年12回 (月1回) 開催します。



#### 共同基金事業の推進

共同募金に対する理解を深 めながら募金活動に努めると ともに、配分金は地域福祉の 推進に有効かつ適正に活用し ていきます。



# □受託事業の充実

利用者や家族等の声に耳を 傾け、より充実した事業が実 施できるように努めます。ま た、事業の目的が達成されて いるかを検証し、継続的に業 務改善に取り組みます。

- ・地域支え合い事業
- ・生きがい活動支援通所事業
- 配食サービス事業
- ホームヘルプサービス事業
- · 養育支援訪問事業

#### 在宅福祉・介護保険 事業の推進

町の包括支援センターと連 携し、安定したサービスの提 供に努めます。

また、介護保険事業の効率 化と経営改善に取り組みます。



#### 地域福祉事業の推進

地域福祉事業の推進のた め、団体や小中学校への講師 派遣や金銭助成、小地域福祉 活動への助成金交付を行いま

また、さまざまな団体と連 携して、地域福祉の課題を解 決してい

くための 事業を推 進します。



# 日常生活自立支援事業を 知っていますか?

### ○「日常生活自立支援事業」とは?

福祉サービスの利用や役場に提出する書類の手続きや預金の出し入れ、各種支払い手続き、通帳や印鑑など大切な書類のお預かりなど、安心して地域で生活が送れるようにお手伝いをします。

#### ○利用できる方は?

認知症や障がいなどにより、日常生活を送るなかで判断に不安のある方々です。 福祉施設に入所・病院に入院している方の場合もサービスを利用することができます。 ※本事業はご本人の意志で契約いただく事業です。判断能力が低下し、契約内容が利用できない場合は「成年後見制度」などの利用をご案内します。

#### ○サービスの内容は?

#### 【福祉サービス利用援助】

福祉サービスを利用できるように手続きのお手伝いをします。定期的に訪問して最近の 様子や相談したいことを伺います。

#### 【日常的金銭管理】

生活費のお金の払い戻しや入金、公共料金や税金、医療費の支払いや口座引き落し・年金等を受け取るための手続きなどをお手伝いします。

#### 【書類等預かりサービス】

通帳や印鑑、年金証書などをお預かりします。

#### ○利用料は?

相談・計画作成等は無料です。契約後の支援は有料です。※生活保護世帯は無料です。



#### ○利用までの流れは?

相談

を**契約書** 支援計画の作成

サービス開始

4

訪問・調査





契約



ご本人やご家族、関係者の方からのご相談も可能です。

契約に際しては、管内で会議または契約締結審査会において、契約可能か判断します。

まずは、身延町社会福祉協議会へご連絡ください。